

8 輸送に関する資料

8-1 緊急通行確保路線

第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

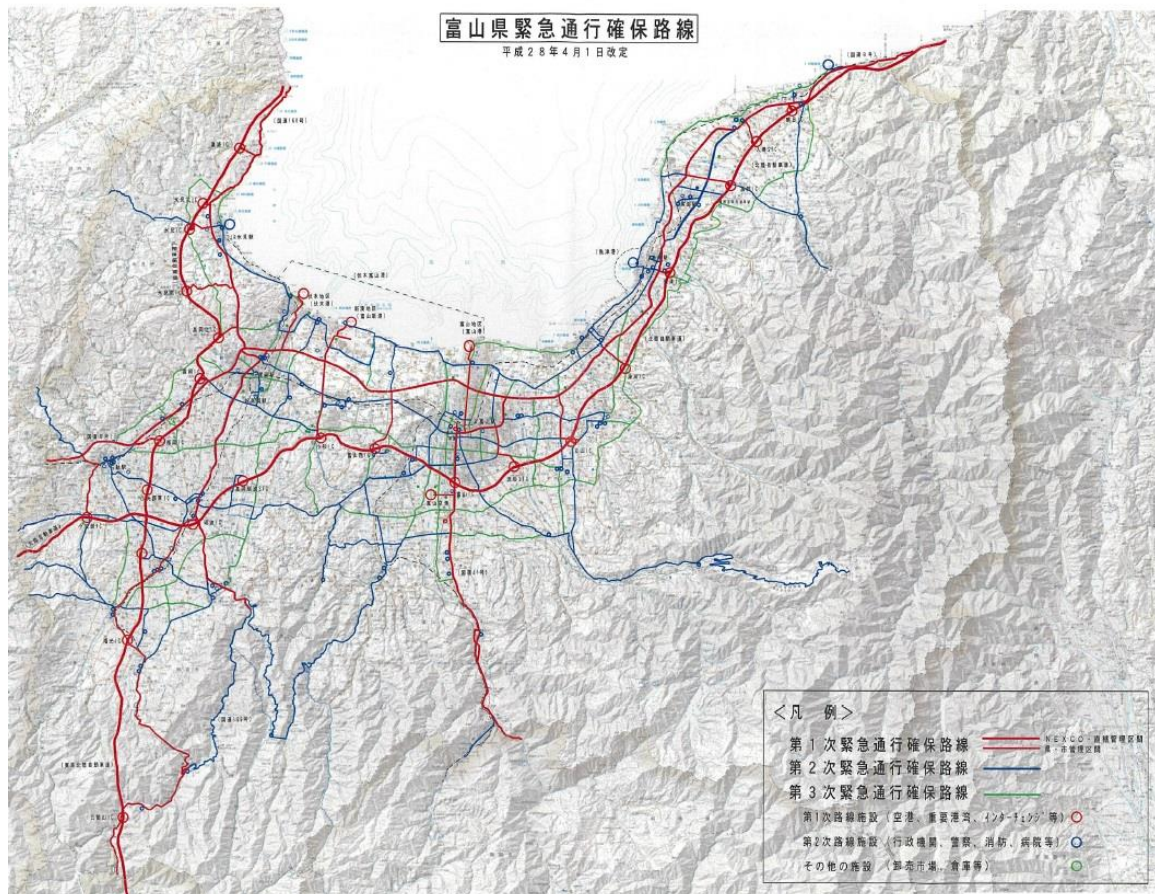
第2次緊急通行確保路線

第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

第3次緊急通行確保路線

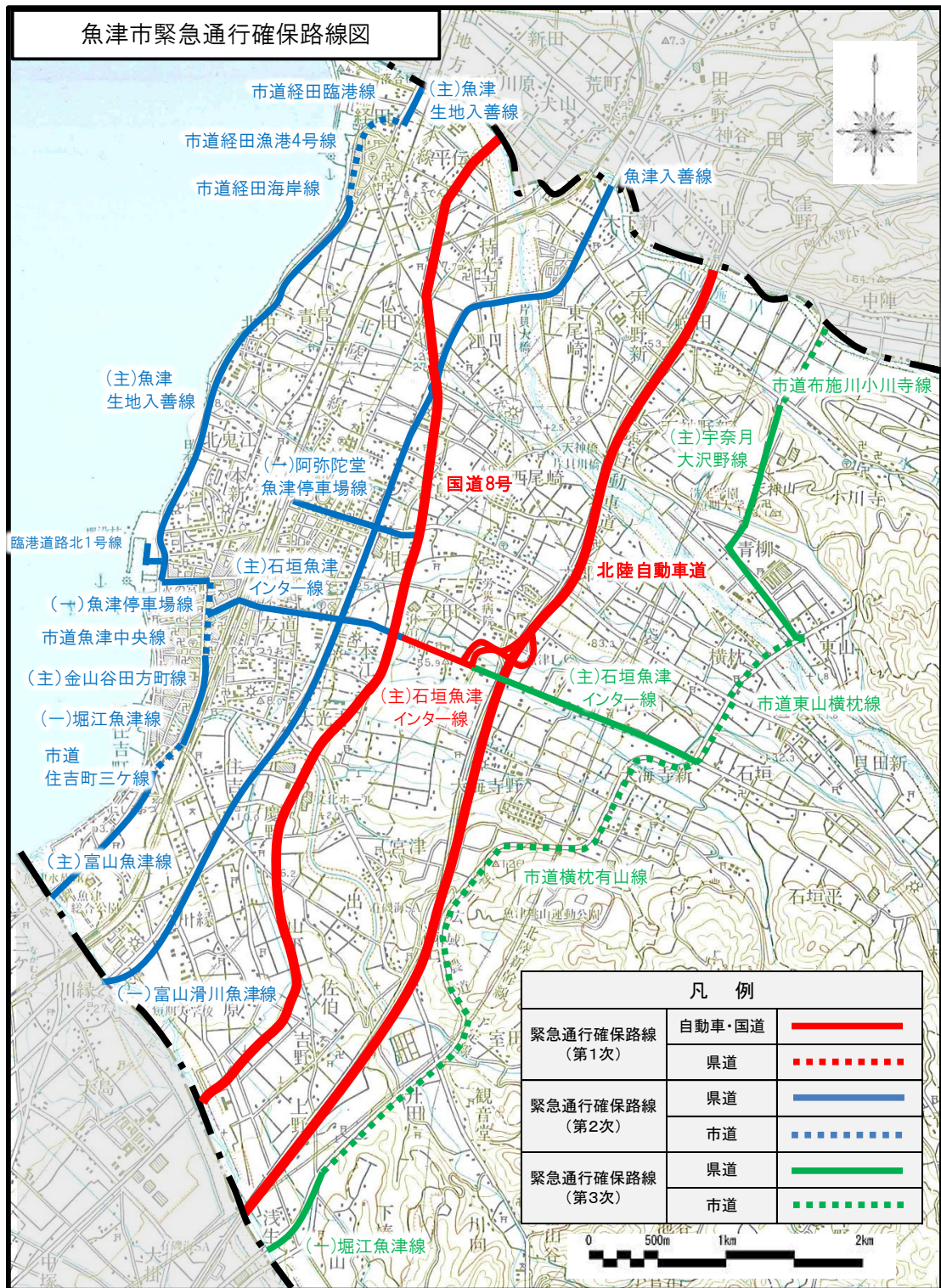
上記路線を相互に補完する幹線道路

富山県緊急通行確保路線図（平成28年4月1日改定）



魚津市緊急通行確保路線

指定区分	路線名	車線数	管理者	区間
第1次	北陸自動車道	4	中日本高速道路(株)	
〃	国道8号	2	国土交通省	
〃	(主)石垣魚津インター線	4	富山県	印田～本江
第2次	(主)富山魚津線	2	〃	市境(滑川市)～住吉
〃	(主)魚津生地入善線	2	〃	港町～経田西町
〃		2	〃	寿町～浜経田
〃	(主)金山谷田方町線	2	〃	新角川～新宿
〃	(主)石垣魚津インター線	2	〃	本江～中央通り
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	4	〃	上村木～釈迦堂
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	2	〃	吉島～上村木
〃	(一)魚津停車場線	2	〃	港町～末広町
〃	(一)富山滑川魚津線	2	〃	市境(滑川市)～江口
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	上口～新角川
〃	(一)魚津入善線	2	〃	木下新～江口
〃	市道住吉町三ヶ線	2	魚津市	住吉～新住吉
〃	市道魚津中央線	2	〃	新宿～末広町
〃	市道経田海岸線	2	〃	経田西町～東町
〃	市道経田漁港4号線	2	〃	東町～東町
〃	市道経田臨港線	2	〃	東町～寿町
第3次	(主)石垣魚津インター線	2	富山県	石垣～石垣新
〃	〃	4	〃	石垣新～印田
〃	(主)宇奈月大沢野線	2	〃	小川寺～横枕
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	市境(滑川市)～新有山
〃	市道布施川小川寺線	2	魚津市	蛇田～小川寺
〃	市道東山横枕線	2	〃	東山～横枕
〃	市道横枕有山線	2	〃	横枕～有山



8-2 緊急通行車両等の事前届出・確認制度

1 制度の概要

災害発生又は発生しようとしている場合、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保し、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両等を優先して通行させることになる。緊急交通路を通行する場合は、緊急通行車両確認証明書と標章が必要となるが、緊急通行車両等の事前届出・確認制度とは、緊急通行車両や規制除外車両であることについて、事前に審査を受けることを可能として、災害時における確認事務の効率化を図る目的で定められた制度である。

2 緊急通行車両

- (1) 指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関の保有車両）
- (2) 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両
- (3) 災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

<p>災害対策基本法 第50条第1項</p> <p>※防災計画等に基づき災害応急対策に使用する計画がある車両</p>	<p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項</p> <p>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>オ 施設及び整備の応急の復旧に関する事項</p> <p>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>ク 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>
<p>大規模地震対策特別措置法 第21条第1項</p> <p>※警戒宣言発令時において地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両</p>	<p>ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項</p> <p>エ 施設及び施設の整備及び点検に関する事項</p> <p>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>カ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他の応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項</p> <p>ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項</p>

<p>原子力災害特別措置法 第 26 条第 1 項</p> <p>※原子力緊急事態宣言発令時において緊急事態応急対策を行う計画がある車両</p>	<p>ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項</p> <p>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>カ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばくの放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置に関する事項</p> <p>ク その他の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置</p>
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 10 条</p> <p>※国民の保護に関する基本方針等に基づく措置、その他武力攻撃から国民の生命等を保護するための措置に使用される計画がある車両</p>	<p>ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置</p> <p>イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>エ 輸送及び通信に関する措置</p> <p>オ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>カ 被害の復旧に関する措置</p>

3 規制除外車両

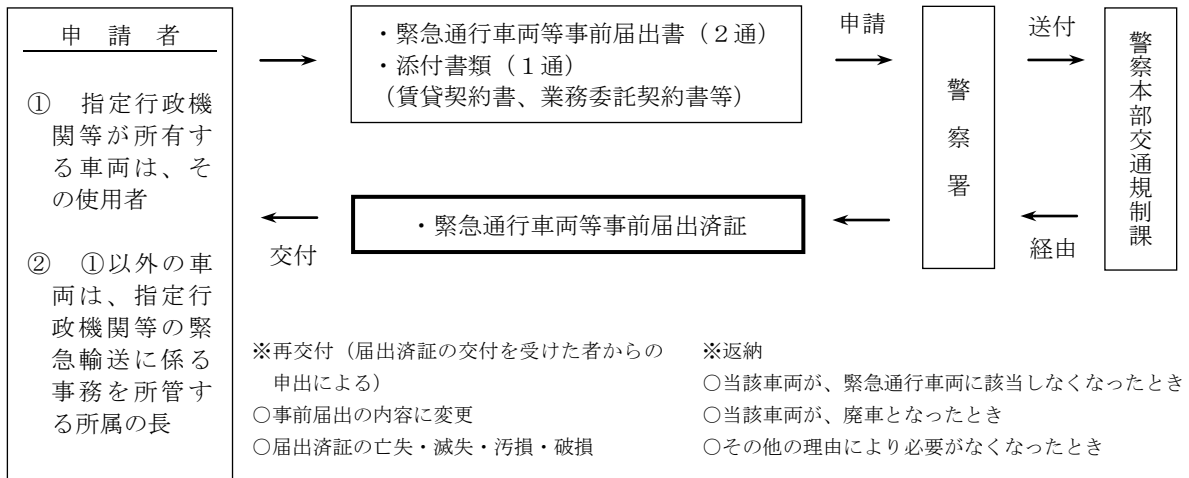
規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両をいい、次の車両に限って事前に届出することができる。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

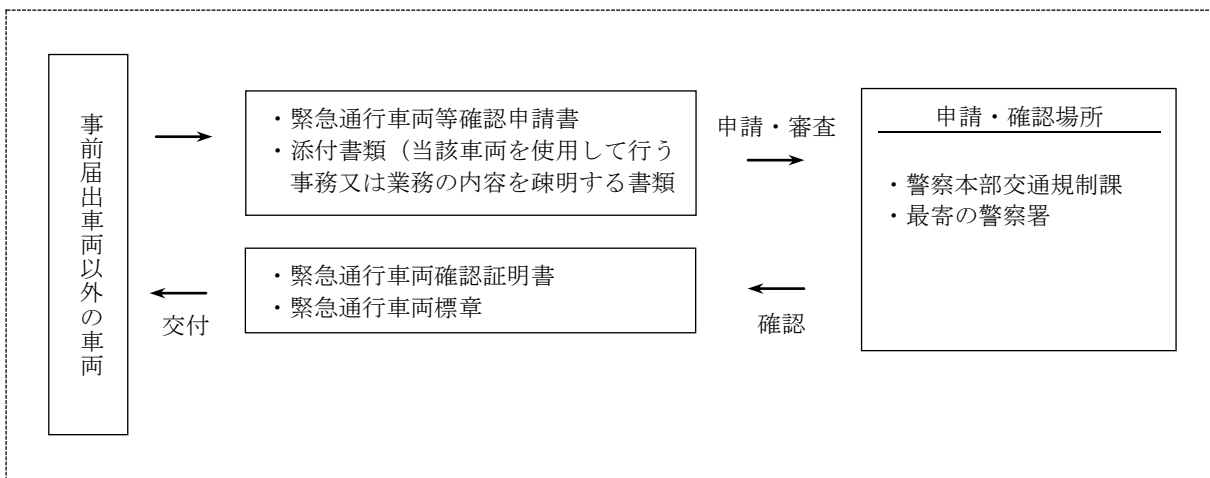
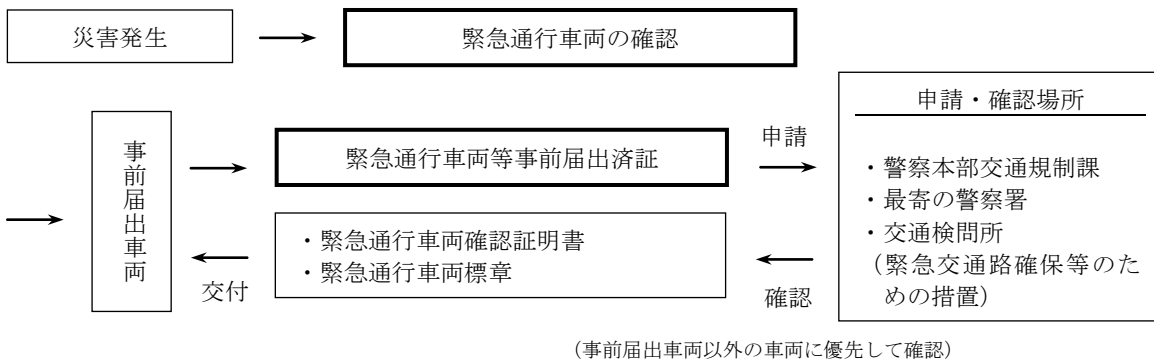
※ 指定行政機関等との協定、契約がある場合には、緊急通行車両等事前届出の対象となる。

3 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

【申請手続】



【確認手続】



8-3 災害派遣等従事車両証明書（高速道路通行料金免除）

○道路整備特別措置法
(料金徴収の対象等)

第24条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第2条第3項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

○道路整備特別措置法施行令
(料金を徴収しない車両)

第11条 法第24条第1項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

10cm

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
使用目的	
通行年月日	
道路名及び区分	○○道路 ○△IC～×□IC
乗車責任者 氏名	
登録番号	
この車両は、災害派遣等従事業務車両であることを証明する。	
平成 年 月 日	
発行者職氏名 魚津市長 ㊟	

14cm

※発行番号は一連番号をいいます。

8-4 飛行場外離着陸場等

1 飛行場外離着陸場


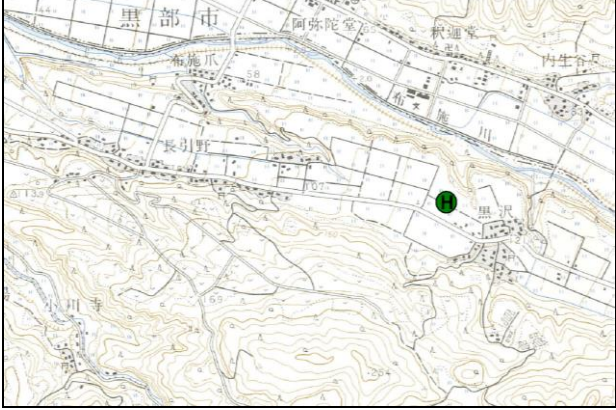

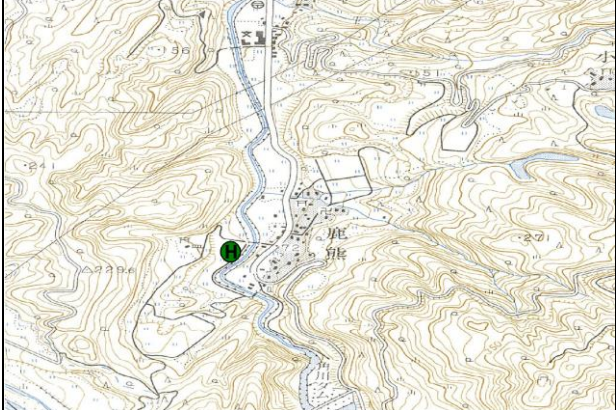

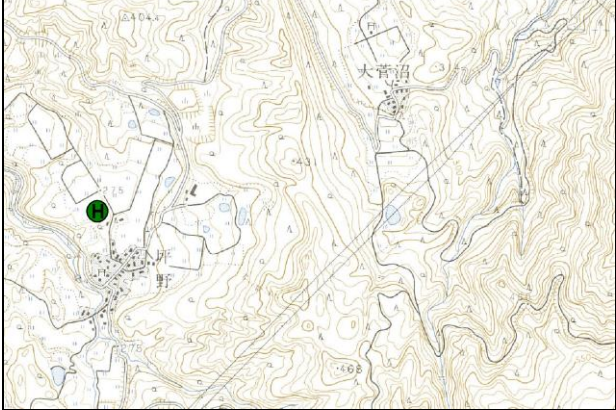
整理番号	離着陸名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津-1	魚津桃山	出字桃山 魚津桃山運動公園	N 36° 47' 36" E 137° 26' 07"	魚津桃山運動公園管理事務所 TEL 0765(22)0077
				
魚津-2	早月川	吉野 早月川緑地公園	N 36° 46' 36" E 137° 24' 14"	魚津市施設管理公社 TEL 0765(24)9578
				


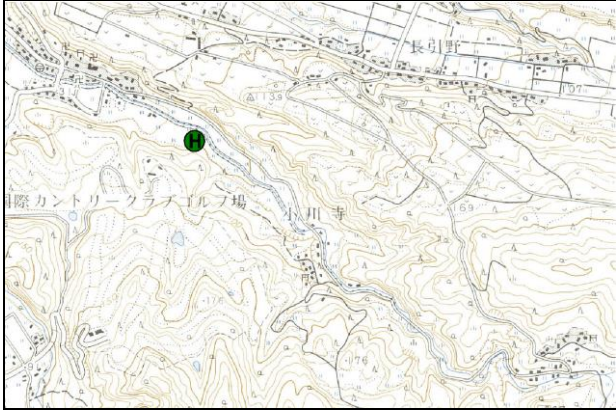

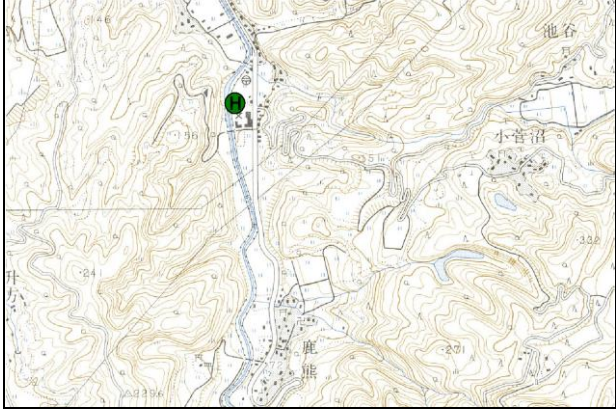

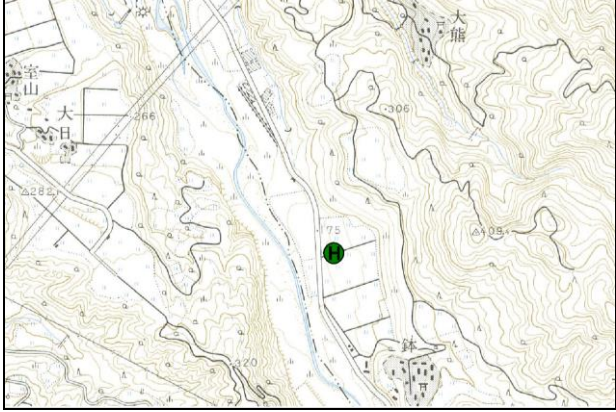
(資料：富山県防災航空センター 提供)


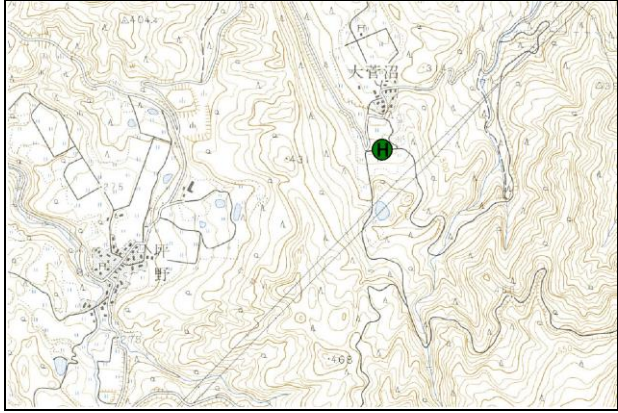

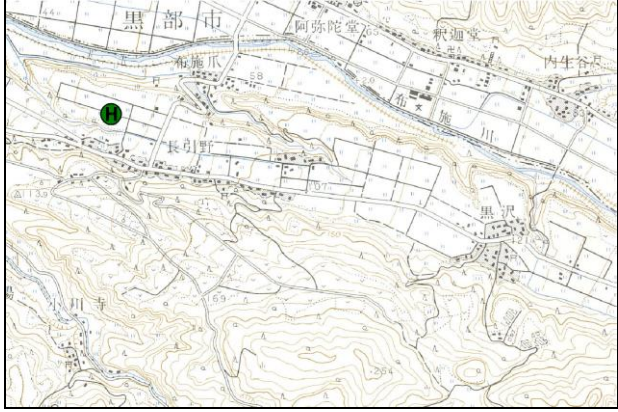
2 自衛隊幕営地（予定）

名称	所在地	連絡先
魚津桃山運動公園	魚津市出字桃山 36	魚津桃山運動公園管理事務所 TEL 0765(22)0077

3 中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津-1	黒沢地内路上	黒沢	N 36° 49' 30" E 137° 29' 33"	魚津市土地改良区 TEL 0765(22)5656
				
魚津-2	鹿熊地内路上	鹿熊	N 36° 45' 24" E 137° 25' 49"	魚津市土地改良区 TEL 0765(22)5656
				
魚津-3	坪野山村広場	坪野	N 36° 46' 17" E 137° 27' 24"	魚津市農林水産課 TEL 0765(23)1037
				

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津-4	小川寺地内路上	小川寺	N 36° 49' 26" E 137° 27' 59"	魚津市建設課 TEL 0765(23)1029
				
魚津-5	松倉小学校グラウンド	鹿熊	N 36° 46' 00" E 137° 25' 49"	魚津市立松倉小学校 TEL 0765(33)9303
				
魚津-6	鉢地内路上	鉢	N 36° 43' 52" E 137° 26' 19"	魚津市農林水産課 TEL 0765(23)1037
				

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津-7	大菅沼地内路上	大菅沼	N 36° 46' 29" E 137° 28' 12"	魚津市建設課 TEL 0765(23)1029
				
魚津-8	長引野地内路上	長引野	N 36° 49' 41" E 137° 28' 34"	魚津市農林水産課 TEL 0765(23)1037
				

(資料：富山県防災航空センター 提供)

4 富山県ドクターヘリ ランデブーポイント（救急車との合流地点）

呼出呼称	名称	所在地(住所)	緯度	経度
魚津-1	魚津桃山	魚津市出桃山内 魚津桃山運動公園	N36° 47′ 36″	E137° 26′ 07″
魚津-2	早月川	魚津市吉野地内 早月川緑地公園	N36° 46′ 36″	E137° 24′ 14″
魚津-5	坪野山村広場	魚津市坪野地内	N36° 46′ 17″	E137° 27′ 24″
魚津-6	松倉小学校グラウンド	魚津市鹿熊地内	N36° 46′ 00″	E137° 25′ 49″
魚津-9	大町小学校	魚津市本町1-10-39	N36° 48′ 49″	E137° 23′ 49″
魚津-10	片貝小学校	魚津市島尻818	N36° 47′ 33″	E137° 28′ 14″
魚津-11	上野方小学校	魚津市大海寺野1373	N36° 48′ 23″	E137° 25′ 39″
魚津-12	吉島小学校	魚津市吉島432	N36° 49′ 37″	E137° 25′ 19″
魚津-13	経田小学校	魚津市浜経田665-3	N36° 50′ 59″	E137° 25′ 05″
魚津-14	住吉小学校	魚津市住吉203	N36° 48′ 14″	E137° 23′ 52″
魚津-15	西布施小学校	魚津市長引野152	N36° 49′ 54″	E137° 27′ 52″
魚津-16	本江小学校	魚津市本江1041	N36° 48′ 58″	E137° 24′ 31″
魚津-17	道下小学校	魚津市北鬼江2741	N36° 49′ 55″	E137° 24′ 21″
魚津-18	村木小学校	魚津市村木1-21	N36° 49′ 11″	E137° 23′ 59″
魚津-19	上中島小学校	魚津市吉野1263	N36° 47′ 12″	E137° 24′ 34″
魚津-20	西部中学校	魚津市友道212	N.36° 48′ 48″	E137° 24′ 09″
魚津-21	東部中学校	魚津市吉島1934	N36° 49′ 54″	E137° 24′ 42″
魚津-22	魚津高等学校	魚津市吉島945	N36° 49′ 50″	E137° 24′ 39″
魚津-23	魚津工業高等学校	魚津市浜経田3338	N36° 51′ 16″	E137° 25′ 12″
魚津-24	新川みどり野高等学校	魚津市木下新144	N36° 50′ 56″	E137° 25′ 50″
魚津-25	天神山野球場	魚津市小川寺5995	N36° 49′ 37″	E137° 26′ 52″
魚津-26	魚津総合体育館	魚津市本江3311	N36° 49′ 05″	E137° 25′ 06″
魚津-27	ありそドーム	魚津市北鬼江2898-3	N36° 49′ 51″	E137° 24′ 03″
魚津-28	魚津市浄化センター	魚津市北鬼江2882-2	N36° 49′ 52″	E137° 23′ 56″
魚津-29	富山県東部消防組合消防本部	魚津市本江3197-1	N36° 49′ 00″	E137° 25′ 10″

(資料：富山県ドクターヘリ運航調整委員会 提供)

5 孤立するおそれのある集落

地区名	集落名	世帯数	人 口	備 考 (中山間地の緊急時臨時着陸場所)
上中島	舩 方	20	67	
	舩 田	30	86	
松 倉	鹿 熊	56	165	魚津-2、魚津-5
	大 熊	3	4	
	鉢	8	10	魚津-6
	虎 谷	4	5	
	小菅沼	5	7	
	池 谷	3	6	
	北 山	34	92	
	坪 野	36	103	魚津-3
	稗 畠	28	87	
	室 田	22	65	
	金山谷	91	269	
上野方	石垣平	16	40	
片 貝	東 城	82	258	
	黒 谷	13	28	
	山 女	11	17	
	東 蔵	29	60	
	前平沢	11	19	
	大菅沼	1	1	魚津-7
西布施	黒 沢	24	65	魚津-1
	大 沢	6	18	
	日 尾	10	23	魚津-4
	御 影	3	4	
計	24 か所	546	1,499	

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

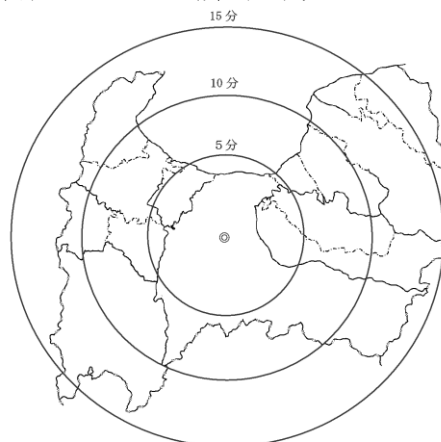
6 富山県消防防災ヘリコプター

[運航基地] 富山県防災航空センター
 富山市別名 245-2 (富山空港内)
 TEL 076-495-3060 FAX 076-495-3066

[緊急運行の出動要件]
 救急、救助、災害応急、火災防御、広域災害応援のうち、次の要件を全て満たす場合に、運行管理責任者(富山県知事政策局消防課長)の指示により出動する。

- ① 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。
- ② 差し迫った必要性がある。
- ③ 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない。

富山空港からの所要時間



(図：富山県防災航空センター 提供)

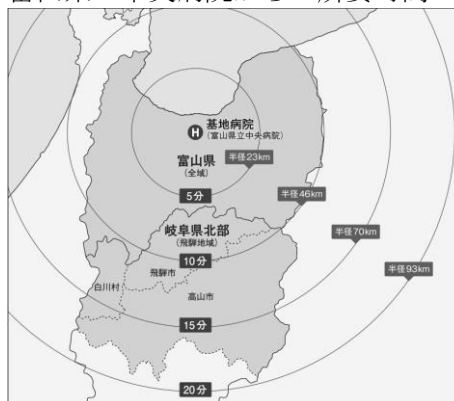
7 富山県ドクターヘリ

[運航基地] 富山県立中央病院
 富山市西長江 2 丁目 2 番 78 号
 TEL 076-424-1531 FAX 076-422-0667

[緊急運行の出動要件]
 救急現場への出動要請は、次の基準に従い消防機関が行う。

- ① 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき。
- ② 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき。
- ③ 特殊救急疾患の患者(重症熱傷・多発外傷・指肢切断等)で搬送時間の短縮を特に図るとき。
- ④ 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき。

富山県立中央病院からの所要時間



(図：富山県ドクターヘリ運航調整委員会 提供)